**【別添１】**

整理番号

○○地域プロジェクト改革計画書



|  |  |
| --- | --- |
| 地域プロジェクト名称 |  |
| 地域プロジェクト運営者 | 名 称 |  |
| 代表者の役職及び氏名 |  |
| 住 所 |  |
|  計画策定年月 | 年 月 | 計画期間 | 年度～ 年度 |
| 実証事業の種類 | ※ |

※　「改革型漁船等の収益性改善の実証事業」、「漁船等の収益性回復の実証事業」、「第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等の生産性向上の実証事業」、「先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業」のいずれかを記入すること。

１ 目的

２　地域の概要

※　地域産業としての漁業の位置づけ、漁業の概要、対象資源の状況（養殖業にあっては、漁場環境の状況）等を記載すること。

※　この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

３　計画内容

（１）参加者等名簿

※　漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係・研究関係、地方公共団体、学識研究者等の別に記載すること。

　　（２）改革のコンセプト

　　　＜生産に関する事項＞

　 ※　「改革型漁船等の収益性改善の実証事業」においては、閉鎖された甲板室を有する漁船を導入する場合、自動船舶識別装置（ＡＩＳ）（受信機のみのものを除く。）の設置について記載すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。

※　漁船の乗組員に対するライフジャケットの着用の徹底について記載すること。

＜資源管理に関する事項（養殖業にあっては、漁場環境の改善に関する事項）＞

　　　※　対象魚種又は対象漁業種類に関する資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成２３年３月２９日付け２２水管第２３５４号水産庁長官通知）第３の３の（１）に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。）に基づく取組を含めること。ただし、対象水産資源に関する資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成３０年法律９５号）による改正後の漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２４条に基づき締結され、同第１２５条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたもの。）がある場合には、当該協定に基づく取組を含めること。

＜流通・販売に関する事項＞

＜政策手法のグリーン化に関する事項＞

※　漁船漁業にあっては、水揚量又は水揚金額当たりの燃油使用量について、原則直近５年平均を用いて算出した実績と比べて１０％以上の削減が図られていることを示すこと。

※　養殖業にあっては、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に参加している場合は、それを遵守していることを示すこと。その他、天然資源や漁場環境に負荷をかけない持続可能な養殖業への取組がある場合はそれを示すこと。

＜支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項＞

（３）改革の取組内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大事項 | 中事項 | 現状と課題 | 取組記号・取組内容 | 見込まれる効果（数値） | 効果の根拠 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

＜記入に当たって＞

・「大事項」欄には、生産、資源管理、漁場環境改善、流通・加工等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。

・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組がどのような効率化に係る取組か分かる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組を行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。

・「取組内容」欄には、取組を行う者を明記すること。

・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証方法を示すこと。

・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

（４）改革の取組内容と支援措置の活用との関係

①　漁業構造改革総合対策事業の活用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組記号 | 事業名 | 改革の取組内容との関係 | 事業実施者 | 実施年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

もうかる漁業創設支援事業に要する助成金（見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業期間と所要額 | 用船料等補助金（百万円） | 運転経費助成金（百万円） |
| １事業期間 |  |  |
| ２事業期間 |  |  |
| ３事業期間 |  |  |

＜記入に当たって＞

・「取組記号」欄には、（３）で用いた取組記号を記入すること。

・もうかる漁業創設支援事業を実施しようとする場合であって、既に用船等の公募を行っているときには、「改革の取組内容との関係」欄に船名、所有者名、総トン数等を可能な範囲で記載すること。

　　　②　その他関連する支援措置

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組記号 | 支援措置、制度資金名 | 改革の取組内容との関係 | 事業実施者（借受者） | 実施年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

＜記入に当たって＞

・「取組記号」欄には、（３）で用いた取組記号を記入すること。

・「支援措置、制度資金名」の欄には、活用を予定する支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業についても記載すること。

（５）取組のスケジュール

①　工程表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組記号 | 取組内容 | 年度 | ○○○○○ |
|  |  |  |

＜記入に当たって＞

・（３）における取組古豪を用い、検討・導入期間を点線---で、実施・普及期間を実線―で記入すること。

・改革の取組により想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。

・認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても、記載すること。

・「年度」欄には、改革１年目（期目）から５年目（期目）までに対応する年度を記載すること。

４　漁業経営の展望（改革型漁船等の収益性改善の場合）

＜経費等の考え方＞

※　漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

＜○○漁業＞

（１）収益性改善の目標

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | 改革１年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| **収入**収入合計水揚量水揚高引当金戻入その他収入**経費**経費合計人件費燃油代修繕費漁具費その他保険料公租公課販売経費一般管理費減価償却費退職給付引当金繰入特別修繕引当金繰入その他引当金繰入 |  |  |  |  |  |  |
| 利益 |  |  |  |  |  |  |
| 償却前利益 |  |  |  |  |  |  |

※　同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※　段階的に船団構成を改革する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料

がある場合には添付すること。

※　養殖業に係る実証事業にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※　養殖業に係る実証事業にあっては、経営体の評価を行うため、実証事業外の事業がある場合には、当該事業を含めた経営体全体の収支表を作成するとともに実証事業に係る収支表を作成すること。

※　養殖業に係る実証事業にあっては、「改革１年目」を「改革１期目」「２年目」から「５年目」についても同様に「２期目」から「５期目」と記載）とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

※　その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入をいう。

※　洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

（２）次世代船建造の見通し

船価（造船所見積）

百万円

償却前利益

百万円

次世代船建造

までの年数

年

×

　　　　　　　　　　　 ×　　　　　　　　　　　　 ＞

※　「償却前利益」は、改革５年目の数値、改革３～５年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。

※　船価については、造船所見積等に基づき記載すること。

※養殖業に係る実証事業にあっては、以下の内容を記載すること。

（２）養殖生け簀等の更新の見通し

養殖生け簀等の更新

までの年数

　　　　　　　　　年

養殖生け簀等の取得費合計額
　　　　　　　百万円

償却前利益

百万円

×　　　　　　　　　　 　　＞

※　「償却前利益」は、改革５期目の数値、改革３～５期目の平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。

（参考）改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 協議会・部会 | 活動内容・成果 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

４ 漁業経営の展望（漁船等の収益性回復の場合）

＜経費等の考え方＞

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

＜○○漁業＞

（１）収益性回復の目標

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | 改革１年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| **収入**収入合計水揚量水揚高引当金戻入その他収入**経費**経費合計人件費燃油代修繕費漁具費その他保険料公租公課販売経費一般管理費減価償却費退職給付引当金繰入特別修繕引当金繰入その他引当金繰入 |  |  |  |  |  |  |
| 利益 |  |  |  |  |  |  |
| 償却前利益 |  |  |  |  |  |  |

※　同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※　段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

※　養殖業に係る実証にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※　養殖業に係る実証にあっては、「改革１年目」を「改革１期目」（「２年目」から

「５年目」についても同様に「２期目」から「５期目」と記載）とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

※　その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入をいう。

※　洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

（２）収益性回復の評価

償却前利益について、地域の実情に応じて代船又は養殖生け簀等の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

※　「償却前利益」は、改革５年目の数値、改革３～５年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。

（参考）改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 協議会・部会 | 活動内容・成果 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |